

平成20年12月10日

キャンシステム株式会社

(株)USENに対する損害賠償請求訴訟の判決について

キャンシステム株式会社（反訴原告、代表取締役：工藤宏）が、平成17年7月28日付で株式会社USEN（反訴被告、東京都港区赤坂、代表取締役：宇野康秀氏）に対して起こした訴訟について、本日東京地方裁判所において判決の言渡しがありました。詳細は次のとおりです。

記

1. 訴訟

東京地方裁判所	平成17年（ワ）第15368号損害賠償請求反訴事件
訴えの提起	平成17年7月28日
判決言渡し	平成20年12月10日

2. 訴訟の内容

(1) 判決の内容

USENは、キャンシステムに対し、金20億5189万7081円及びこれに対する平成16年7月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 判決の理由

USENは、キャンシステムを自社に統合することを計画し、その手段として、キャンシステムの従業員496名を一斉にUSENの代理店に移籍させ、これらの従業員を使って、独占禁止法に違反する差別対価によりキャンシステムの顧客5万件以上を奪取した。USENの行為は独占禁止法により禁止されている私的独占に該当する違法な行為であり、キャンシステムの利益を違法に侵害したものである。したがって、USENに対し、USENの違法行為によりキャンシステムが被った損害の賠償金として20億5189万7081円及びこれに対する平成16年7月10日から支払済みまで年5分の割合による利息をキャンシステムに対して支払うことを命ずるというものです。

3. 上記訴訟の判決と同時に言い渡された、平成17年7月3日に株式会社USENが当社に対して起こした訴訟（東京地裁平成17年（ワ）第13386号損害賠償請求事

件、請求額142億9391万6666円)につきましては、当社の主張を全面的に認め、USENの請求を棄却する判決が言渡されました。

4. 今後の見通し等

本判決は当社の主張の正当性が認められたものであり、妥当な結果であると認識しております。しかし、賠償額について当社の請求額との間に差があるので、今後対応を検討したいと考えております。

以 上